

**令和 6 年度事業承継・引継ぎ支援事業広報活動（伴走支援およびセミナー等）に係る  
業務請負先の公募について**

標記の件について下記のとおり公告する。

令和 6 年 8 月 1 日

独立行政法人 中小企業基盤整備機構  
近畿本部長 村上 裕二郎

記

## 1. 業務概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「中小機構」という。）近畿本部では、平成 18 年度に事業承継に関する相談窓口を開設して以降、中小企業経営承継円滑化法等を踏まえ、現在に至るまで事業承継に関する支援を行ってきた。特に近年は、支援機関職員向けの勉強会や OJT 型の支援を重点的に実施し、支援機関職員の当該分野における支援能力の底上げを図り、間接的により多くの事業承継の取り組みを支援すべく活動を続けている。

円滑な事業承継、そしてその後の事業の安定的な操業を視野に入れて考えた時には現経営者層のみならず、後継者層への普及啓発も重要となる。例えば、現経営者が自身の後継者として想定する者がすでに社内外にいた場合であっても、その時点で当人に承継する意思があるとは限らない。あるいは、承継することに関して了承済みで、既に当該事業に何らかの形で参画していたとしても、「ある一部門の責任者」というような従業員としての認識、立ち位置から脱却できないケースも多い。いずれにしても現経営者の想いが一方通行となれば後に周囲と大きな軋轢を生むばかりか、事業が適時適切に承継されない可能性もある。事業承継には現経営者と後継者双方による明示的な合意や、後継者人材が名実ともに「経営者」となるための十分な意識付けが不可欠である。

また、常に変化する事業環境の中で中小企業が事業を継続し安定的に利益を生み出していくためには、現状の経営に関する引継ぎだけでは十分とはいえない。仮に現状の経営が堅調に推移していたとしても、承継以後、自身が経営者として未来どのように経営していくかという点については早期に検討を開始することが望ましい。承継する事業の業況が厳しい状況であればなおさら、後継者は承継後の事業の立て直しや目指す方向性について十分に戦略を練り、遅滞なく実行に移せるような準備が必要である。

このように、事業承継支援を考える際には従来から行ってきた現経営者層への支援はもちろんではあるが、後継者層に対するアプローチも不可欠で、中小機構近畿本部および近畿経済産業局（以下、「近畿局」という。）は、後継者層をターゲットにした様々な取り組みを実施している。具体的には、①特徴的な事業を行っている先輩経営者たちによるトークセッションや調査事業、②新市場開拓や新分野進出、さらに業態転換等の積極的な事業拡大に関する知見をもつ専門家を講師としたセミナー、③近畿局の保有するポータルサイトや SNS を活用した情報発信等である。

さらに、後継者層のみにスポットを当てるのではなく、事業承継を行う中小企業同士の連携や、金融機関、他業種、事業承継・引継ぎ支援センター（以下、「引継ぎ支援センター」という。）等の巻き込みにより、地域全体で後継者支援に積極的に取り組んでいる事例を取り上げて、近畿管内外に広く普及するイベントも実施してきた。

本業務では、近畿局と連携し、これから事業承継を行う後継者の参考となるようなモデル事例の情報発信、後継者の新規事業開発支援、支援機関における事業承継支援能力の底上げを図るための広報事業を実施する。

なお、本業務においては、後継者層のうち、まだ承継に関する意識や認識が薄い若年層への普及にも力を入れるため、「若手」後継者層へ積極的にアプローチすることとする。

また、本業務の実施範囲については主に近畿二府四県（大阪府、京都府、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県）の中小企業に資する内容とするが、福井県（近畿局管轄）にまたがることも妨げない。（以下、「近畿管内」という。）

## 2. 業務目的

事業承継後に自社の強みを活用しながら新事業展開に取り組む後継者をサポートし、その成果を公表することで、後継者による事業承継後の取り組みを周知し、近畿管内全体の事業承継の促進・拡大を図るとともに、自治体、金融機関、事業承継・引継ぎ支援センター等の地域の支援機関と連携して後継者のサポートを実施することで、支援機関ネットワークの形成および支援機関の支援能力の向上を図ることを目的とする。

また、事業承継を予定している中小企業の新規事業を支援し、支援した新規事業を支援機関につなぐことで、中小企業と支援機関の新たな関係性構築および、地域の支援機関の自走化を図ることを目的とする。

## 3. 業務内容

### ① ビジネスプラン策定に向けた伴走支援

事業承継を契機とした新事業展開のビジネスプラン策定に向けた伴走支援を実施する。期間は3ヶ月程度（月2回程度）の集中支援とし、地域の支援機関とも連携し、参加者のニーズに応じた伴走支援を行う。参加者は、本業の変革や新市場への参入等の事業構想をもつ後継者を対象に、3名程度募集する。

### ② 新事業展開推進に係る講習会の開催（令和6年11月～令和7年1月の間に1回）

①の参加者および、新事業展開に興味を示す事業者、支援機関職員を対象に、新事業展開を考える後継者に役立つ講習会を実施し、ビジネスプランの磨き上げや参加者の交流を図る。

### ③ 成果発表会を含めたセミナーの開催

①の参加者による新事業プランの成果発表会を開催する。成果発表と発表に対する意見交換に加え、支援機関や後継者に向けた講演も行い、近畿管内外における、後継者の裾野拡大を図る。

※詳細については、仕様説明会にて説明を行う。

## 4. 契約期間

契約締結日～令和7年3月28日（金曜）（予定）

## 5. 競争参加資格

- 中小機構の契約事務取扱要領（要領 16 第 29 号）第 2 条および第 3 条の規定に該当しない者であること。  
※要領については下記中小企業基盤整備機構ホームページを参照  
<https://www.smrj.go.jp/procurement/bid/contract/>
- 中小機構反社会的勢力対応規程（規程 22 第 37 号）第 2 条に規定する反社会的勢力に該当しないこと。
- 令和 4・5・6 年度の全省庁統一資格を有する者であり、「役務の提供等（301 広告・宣伝）」又は「役務の提供等（303 調査・研究）」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- 当該業務に必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- 現在、中小機構の専門家として業務委託契約を締結しているものまたは専門家が役員等に所属する法人に該当するものでないこと。
- 過去 3 年以内に情報管理の不備を理由に中小機構との契約を解除されている者でないこと。
- 仕様書等の資料交付を受けた者、または仕様説明会に参加した者であること。

## 6. 選考方法

- ① 公募参加事業者から企画提案書等の提出を受ける。
- ② 本企画選考メンバーが、提出された企画提案書等により評価を行う。
- ③ 企画評価に合わせて価格評価も行う。
- ④ 企画評価と価格評価の合計点で、最も点数が高い 1 社を請負先として選考する。

## 7. スケジュール（予定）

- |               |                                |
|---------------|--------------------------------|
| ① 仕様説明会       | 令和 6 年 8 月 19 日（月曜）            |
| ② 質問書提出期限     | 令和 6 年 8 月 21 日（水曜）正午まで        |
| ③ 質問書回答       | 令和 6 年 8 月 26 日（月曜）17 時までに回答予定 |
| ④ 競争参加辞退の連絡期限 | 令和 6 年 8 月 30 日（金曜）正午まで        |
| ⑤ 企画提案書等の提出期限 | 令和 6 年 9 月 9 日（月曜）正午まで         |
| ⑥ 企画選考会       | 令和 6 年 9 月 11 日（水曜）            |
| ⑦ 請負契約締結・業務開始 | 令和 6 年 9 月 17 日（火曜）（予定）        |

## 8. 仕様説明会の開催日時等

- (1) 開催日時  
令和 6 年 8 月 19 日（月曜） 10 時～
- (2) 開催場所  
〒541-0052

大阪府大阪市中央区安土町 2-3-13 大阪国際ビルディング 16 階  
アットビジネスセンター大阪本町 1601 号室

(3) その他

- 仕様説明会に参加希望の場合は、下記【12. 問合せ先】の担当者までメールにて、①事業者名、②参加者氏名・所属部署・役職等を明記のうえ、令和 6 年 8 月 16 日（金曜）正午までに連絡すること。
- 各社最大 2 名の参加とする。

## 9. 仕様書等の交付

令和 6 年 8 月 19 日（月曜）から令和 6 年 8 月 21 日（水曜）正午まで仕様書等のメールによる交付を受け付ける。メールによるデータ送付による交付を希望する場合は、【12. 問合せ先】の担当者メールアドレスに、①事業者名、②所属部署名・役職名、担当者氏名を連絡すること。

## 10. 留意事項

- 採用の可否にかかわらず、企画提案書の作成、企画選考会参加等に係る費用は競争参加者側の負担とする。
- 一度提出された書類の変更および取消は受け付けない。また、提出された書類は返却しない。
- 提出された書類や取得した情報等は本業務の採択に関する審査以外には使用しない。
- 選考については結果のみ通知し、選考内容については公表しない。
- 仕様書等の資料交付を受けた者、または仕様説明会に参加した者であって本選考への参加を辞退する場合、令和 6 年 8 月 30 日（金曜）正午までに、その旨を【12. 問合せ先】のメールアドレスに連絡し、後日辞退届を提出するとともに、仕様書等の配布資料を中小機構に返却すること。
- 本業務は、災害及び、感染症の流行が発生し、政府・地方自治体及び施設等の要請により、対策措置の追加・変更や、開催中止を行う場合がある。これに伴い、請負業務内容の一部または全部見直しを行う際には、双方協議の上、請負契約の変更を行うことによって契約金額の見直しが生じる場合がある。

## 11. その他

企画評価（プレゼンテーション）の内容および日程、選考基準、契約書案、支払い条件、概算予算額等については仕様書に記載しているほか、仕様説明会において説明する。

## 12. 問合せ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構近畿本部 地域・連携支援部 地域・連携支援課  
〒541-0052 大阪府大阪市中央区安土町 2-3-13 大阪国際ビルディング 27 階  
担当：中村（なかむら）、大岡（おおおか）  
TEL：06-6264-8621 FAX:06-6264-8614

メールアドレス：中村（nakamura-hin@smrj.go.jp）、大岡（ohoka-t@smrj.go.jp）

この公募に関する掲載期間は、令和 6 年 8 月 1 日（木曜）から令和 6 年 8 月 21 日（水曜）までとする。

以上